(仮称)小田原市文化条例の制定について

第1 条例の制定等の目的及び背景

(1)小田原市文化振興ビジョンの策定

本市では、平成 23 年度に小田原の豊かな文化を背景として「希望と幸福感を持って暮らすことができるまち」 をつくることを目的に「小田原市文化振興ビジョン」を策定しました。

文化振興ビジョンの具体的な将来像として、「人」という視点から「互いを認め合い、コミュニティの絆を結ぶ社会」とする、「まち」という視点から「文化が育む創造性を小田原という都市ブランドとする」こととしています。

この将来都市像を実現する取組として「芸術文化を身近なものにする」「志ある人を育てる」「まちの魅力を磨く」「小田原を発信する」の4つを挙げているところです。

(2)文化振興のための施策の推進

文化振興ビジョン策定以降、推進の具体的な取組として、学校等へのアウトリーチを始め、ワークショップやセミナーなど、文化の裾野を広げ、芸術活動の担い手を育成するための事業や、質の高い鑑賞事業を展開するとともに、「文化振興ビジョンを推進するための懇話会」を設置し、文化振興の推進体制などについて意見交換を行ってきました。

こうした取組を進めていくなかで、本市の更なる文化振興を図るためには永続的な文化への支援等を表明する条例が必要との認識に至りました。

平成27年6月、附属機関として、「小田原市文化振興ビジョン推進委員会」を設置し、「文化に関わる条例の制定について」を諮問しました。

委員会からは、5回にわたる審議を経て、平成28年5月、小田原市の持続的な発展の礎として、文化の力が 重要であり、そのことを市民と行政が改めて認識するためには、条例の制定が必要であるとの中間答申をいただ いたところです。

豊かな文化は地域の誇りであり、未来への希望や生きる力を育むものです。人々は過去幾たびか訪れた大きな災害などの困難をも地域の誇りである文化とともに乗り越えてきました。

この条例は、将来にわたり小田原の豊かな文化を守り育て、さらに文化を振興していくための基本的な考えや 市民及び市の役割などを定めるものです。それらを市民と市が共有していくことで、市民の誇りとなる文化を振興 していくための下支えとなるものです。

(3)国における動向

国では、平成 13 年に「文化芸術振興基本法」が制定され、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることをふまえ、国民が等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し創造することができるような環境の整備が図られなければならない」とされています。

この法律の中で、地方公共団体の責務として「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を決定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

また、平成27年5月に閣議決定された「文化芸術に関する基本的な方針(第4次)」では、地方公共団体は特色ある文化振興の主たる役割を担うべきとされ、そのためには条例等に基づく施策の展開が望まれると明記されるとともに、「社会を挙げての文化芸術振興」が掲げられ、地方創生等を強く意識されたものとなっています。

このような国の考え方からも、文化振興をまちづくりの一つの視点としてとらえ、社会包摂の考え方のもと、文化が人と社会のつながりを生み出し、社会的課題を解決していくことで、全ての市民が心豊かに希望と幸福感を持って暮らすことのできるまちの実現を目指して条例の制定をするものです。

第2 (仮称)小田原市文化条例の素案

(1)前文

文化が必要とされている背景や小田原の誇りである文化について、また、この条例が目指す方向などについて「前文」として記述します。

- ◆文化は長い歴史や風土の中で育まれ、人々の生活するところにあり、人々の暮らしそのものである。
- ◆文化は人々の生活にゆとりと潤いをもたらすものである。
- ◆人々は様々な困難も文化とともに乗り越えてきた。
- ◆文化は人々の未来への希望や生きる力を育むことができる。
- ◆小田原には歴史や風土に育まれた伝統文化、なりわい文化、生活文化、芸術文化など豊かな文化があり、市民によって受け継がれている。
- ◆文化は、市民が小田原の文化への認識を深めることで継承され、創造し続けることで市民の誇りとなる。
- ◆市民は、豊かな文化的環境の中で暮らす権利を持っている。
- ◆社会包摂の考え方の下で、文化が人と社会のつながりを生み出し、社会的課題を解決していくことが期待される。
- ◆これらの結果として市民は心豊かに希望を持って自分たちらしく生きることができる。
- ◆市民、行政が後世に向けてこの条例を共有することが重要である。

(2)条例の目的

この条例が目指すものを「目的」として定めます。

この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、市民の役割と市の責務を明らかにするとともに、施策の方向性を定め、市民とともに、未来にわたる小田原の文化を創造し、希望と幸福感を持って暮らすことのできるまちを実現することを目的とする。

(3)基本理念

文化を振興していく基本的な考え方について「基本理念」として定めます。

- ◆文化に親しむことは生まれながらの権利であり、文化は、子ども、高齢者、障がいの有る無しにかかわらず、全ての人に社会参加の機会を開くものであるという認識で、私たち市民が心豊かな生活を送り、自分たちらしく生きるために将来にわたり文化を紡いでいくこと。
- ◆歴史や風土に育まれた伝統文化、なりわい文化、生活文化、芸術文化など、小田原ならではの文化を 大切にするとともに、それらに常に新しい光を当て、後世に継承すること。また、自由な文化創造が行わ れる環境を整備し、小田原の新しい文化を築いていくこと。
- ◆文化を創るのは私たち市民であり、そのためにも個人の自主性と多様性を尊重すること。
- ◆自らのまちを自ら創りあげていく自治の基盤は、小田原の豊かな文化と私たち市民によって創られた文化によって、小田原を支える市民が育まれるという循環の中で生まれることを認識し、文化を磨いていくこと。
- ◆文化を振興することで、まちの魅力を高め、産業や観光へ活用し、経済の発展に貢献するとともに、社会 の絆を強め、文化が社会や経済と影響を与え合い、相互に磨かれる循環をつくること。

(4)市民の役割

文化の振興に当たり、市民の役割を定めます。

◆市民は、文化に触れることで、自らの生活を豊かにするとともに、一人ひとりが小田原の文化を守り、育てることを認識し、自ら文化の担い手となり、その継承、創造、発信をしていくよう努めること。

(5)市の責務

市が果たすべき役割について「市の責務」として定めます。

- ◆前述の基本理念に沿った施策を長期的視野に立って行うこと。
- ◆文化振興のための環境整備と支援を行うこと。
- ◆市民や文化活動する団体、企業等と連携し、地域における人材や文化資源、情報等を文化振興に活かしていくこと。
- ◆社会や地域の課題解決に向けた文化政策を推進すること。
- ◆市の施策に文化の視点を取り入れ、横断的に施策を展開すること。
- ◆国、県、他の地方公共団体等との連携に努めること。
- ◆市の責務を果たすための必要な体制と財政上の措置を講じるよう努めること。

(6)施策の方向性

基本理念や市の責務を踏まえ、市が今後推進していくべき文化振興施策の方向性について定めます。

- ◆全ての市民が文化に親しむ機会を充実させるとともに、芸術文化を鑑賞し、さらには、市民自らが文化創造活動を行うことのできる環境及び施設の整備を行うこと。
- ◆文化の継承・発展を図るため、伝統文化等の後継者の育成支援、文化資源の適切な保存・継承・活用を図ること。
- ◆特色ある文化の創造に向け、小田原の文化資源を生かし、様々な連携の下で、取組を行うこと。
- ◆全ての市民が文化の担い手であるという認識を市と市民が共有するとともに、文化活動を行う人やそれを 支える人を育てる環境を整備し、その成果を発表する場を設けること。
- ◆将来の小田原を担う子どもたちが文化に親しむための施策を推進すること。
- ◆文化に関する情報収集を積極的に行うとともに、市民等と協働して小田原の文化を内外に発信し、文化を 通じた様々な交流を促すこと。
- ◆小田原ゆかりの芸術家や研究者などとの交流及び連携に努めること。
- ◆生涯学習を行う市民との連携を図ること。

(7)計画の策定

文化振興施策の総合的な推進を図るための計画を定めます。

- ◆文化振興に関する事業計画を策定すること。
- ◆計画の策定に当たっては、(仮称)小田原市文化推進委員会の意見を聴くとともに、市民からも意見を聴取すること。
- ◆計画に基づく施策や事業について(仮称)小田原市文化推進委員会の評価を受けること。
- ◆評価、検証の結果により必要に応じて計画の変更を行うこと。
- *(仮称)小田原市文化推進委員会は、小田原市文化振興ビジョン推進委員会の組織を移行するものとします。

(8)文化振興の推進体制

文化振興に当たっての推進体制について定めます。

- ◆文化の振興に当たり、必要に応じ、(仮称)小田原市文化推進委員会からの意見を求めること。
- ◆文化の振興に当たり、専門性を持った人員の配置及び組織による継続的な事業推進を図ること。

第3 条例制定のスケジュール

現在、検討を進めている(仮称)小田原市文化条例の制定スケジュールは次のとおりです。

・平成28年6月15日~7月14日 条例骨子案の市民意見募集

・平成28年11月 小田原市文化振興ビジョン推進委員会からの最終答申

・平成28年12月 市議会12月定例会へ条例(案)の上程、議決後に条例公布

・平成29年1月~3月 条例周知・平成29年4月1日 条例施行